

川崎市立中学校における昼食のあり方について

基本的方向

中学校完全給食を実施します

中学校の昼食については、家庭からの弁当を基本とするミルク給食の実施及び弁当を持参できない場合のために補完する制度としてランチサービス事業を実施している。しかしながら、平成17年7月に食育基本法が施行され、さらに平成21年4月に学校給食法が食育の観点から一部改正されたことにより、学校給食を活用した食育の充実が新たに設けられた。また、これまでの市議会の決議や中学校給食実施を求める請願、陳情等の審議から、教育委員会会議において中学校の昼食について様々な議論を重ねている。なお、7月の教育委員会定例会では中学校給食の実施の是非について今後議論の必要があるとの考えが示されている。

食育基本法

前文 …子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付ける（中略）…子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。（中略）…家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいく（後略）

第三章 基本的施策

（学校、保育所等における食育の推進）

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

学校給食法

（この法律の目的）

第一条 この法律は、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることにかんがみ、学校給食及び学校給食を活用した食に関する指導の実施に関し必要な事項を定め、もつて学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ることを目的とする。

議会、請願・陳情等について

- 平成23年3月16日
川崎市議会「中学校完全給食の早期実現を求める決議」
各会派共同提案・全会一致
- 平成24年1月20日 総務委員会
陳情第23号「川崎市で中学校給食の実施を求めることに関する陳情」
継続審査 → 平成24年8月22日新たな内容で陳情を提出するため取り下げ
- 平成25年6月14日 総務委員会
請願第58号「すべての子どもたちにゆきとどいた教育を求める請願」
→ 継続審査（教育委員の議論を見守る）
陳情第111号「市立中学校の完全給食実施に関する陳情」
→ 継続審査（教育委員の議論を見守る）
- 平成25年9月11日 第3回定例会
教育長答弁
教育委員会としては調査研究を行い、必要に応じた資料を整えながら、教育委員会会議において議論をいただき、本市にとって望ましい中学校の昼食について検討を進めてまいりたいと存じます。
教育委員長答弁
今後、中学校の昼食のあり方につきましては、様々な角度から議論していくことが必要であると考えております

教育委員会会議について

- 平成25年7月23日 定例会
教育委員会陳情第1号「中学校給食についての検討委員会設置を求める陳情」
ゆきとどいた教育をすすめる川崎市民の会 → 趣旨採択
- 〈趣旨採択要旨〉
- ・今後議論していく必要がある。
 - ・議論を行うにあたり、生徒・保護者等の考えや中学校給食を実施した場合のメリット・デメリットなどについて調査・研究する必要。
 - ・教育委員会会議で議論を行うということや、保護者等からの意見を聞き取ることについては賛同。